

# 裾野市議会における新型コロナウイルス感染症等 拡大防止対応方針

令和4年2月21日 議員協議会で制定

令和4年8月18日 議員協議会で改定

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続く状況から、裾野市議会の運営への影響を最小限に留めるため、裾野市議会議員の行動及び対応について定める。

なお、適用期間は、静岡県が発表する国警戒レベルの情報を参考に、その都度、議会災害対策本部で判断する。

## 1. 日常的活動

- (1) 政府の新型コロナウイルス感染症専門家会議の提言を踏まえ、厚生労働省が提示している新しい生活様式の実践例に則り、感染しない、感染させない行動をとること。
- (2) 健康状態を常に把握するため、日常的な検温及び行動履歴の記録に努めること。
- (3) 移動に関してはその必要性を十分考慮の上、静岡県が発表する国警戒レベルの情報に基づき、予防対策に十分配慮するものとする。  
なお、やむを得ず、特に警戒・注意とされる地域への訪問にあたっては「新しい生活様式」を励行し自衛措置を徹底すること。
- (4) 厚生労働省が開発した新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を積極的に活用すること。

## 2. 会議、市主催行事（会議等）への出席

- (1) 会議等への出席の判断  
会議等へ出席する場合は、自身の健康状態をチェックし、良好と判断する場合に出席する。  
なお、下記に該当する場合は会議等へ出席しない。
  - ア 体温が37.5度以上の発熱や咳・くしゃみ・倦怠感・息苦しさ・味覚・臭覚障害・喉の痛みなどの症状があるとき。
  - イ 同居者が新型コロナウイルスに感染又は濃厚接触者となったとき。
- (2) 会議等への出席の際の留意点  
会議等へ出席するにあたっては、下記の事項を遵守すること。
  - ア マスクを正しく着用すること。（不織布マスクを強く推奨する。）

イ 手洗い、手指の消毒をすること。

ウ ソーシャルディスタンスを出来る限り確保すること。

### 3. 会議等の運営

集団感染リスクが高い状況（3密）を回避するため、議場、各委員会室、議員控え室、正副議長室を使用する場合は以下のことに留意する。

- (1) ソーシャルディスタンスを考慮した座席配置をとること。
- (2) ソーシャルディスタンスを十分確保できない場合、仕切りを設けるなど工夫を施すこと。
- (3) 部屋の空気を循環させ、窓を開けるなど適切な換気を適宜行うこと。
- (4) 出席者には検温等による体調管理を求め、マスクを正しく着用させること。
- (5) 会議等終了時には自身が使用あるいは触れた場所の除菌を行うこと。なお、マスクを外し発言あるいは滞在した場合には、接触の有無に関わらず影響ある範囲の除菌を行うこと。

### 4. PCR検査等を実施し、感染が認められた（陽性となった）場合の対応

- (1) 市議会議員（以下「議員」という。）に感染が認められ、検査の結果、陽性となった（以下「陽性者」という。）場合には、保健所の指示に従うものとする。
- (2) 陽性者となった議員は登庁しないこととし、復帰時期については保健所の指示に従うものとする。
- (3) 陽性者となった議員は、直ちに議長へ報告するものとする。
- (4) 議長は、公務に該当する濃厚接触者の特定を行うよう議会事務局（以下「事務局」という。）に指示し、事務局は陽性者となった議員に電話等によりヒアリングを行い、症状が現れた2日前からの行動履歴や経過等の把握に努め、濃厚接触があったと思われる者（以下「濃厚接触の疑いのある者」という。）の抽出を行う。
- (5) 議員は、陽性者となった議員との接触、行動履歴の確認に協力するとともに、事業所（議会）の指示に従うものとする。
- (6) 陽性者となった議員の情報は、濃厚接触の疑いのある者の調査などに活用するため、裾野市新型コロナウイルス感染症対策本部に報告し、情報共有を図る。

**5. 疑いがあり、PCR検査等を実施したが、感染が認められなかった（陰性となった）場合の対応**

- (1) 議員は、検査結果（感染が認められなかったこと）を直ちに議長へ報告するものとする。
- (2) 報告後は通常どおり議員活動を行って差し支えない。

**6. 議員が濃厚接触者又はその疑いがある者となった場合の対応**

- (1) オミクロン株による感染が主流である間は、検査陽性者の濃厚接触者は、原則として、オミクロン株の患者の濃厚接触者として取り扱う。
- (2) 濃厚接触者又はその疑いがある者となった議員は、直ちに議長に報告するものとする。
- (3) 保健所もしくは事業所（議会）により濃厚接触者と判断された議員は、その指示に従うものとする。
- (4) オミクロン株の濃厚接触者として取り扱われる者の待機期間は、原則として最終接触日（陽性者との接触等）から5日間とする。
- (5) 濃厚接触者となった場合、業種等を問わず、2、3日目の2回、抗原定性検査で陰性を確認できれば、3日目の陰性確認後から待機解除とする。

**7. 同居家族が濃厚接触者又はその疑いがあるとされた場合の対応**

- (1) 議員は、同居家族が保健所等により濃厚接触者又はその疑いがあるとされた場合には、直ちに議長に報告するものとする。
- (2) 登庁可否に対する指定はしないものの、同居家族が濃厚接触者になった場合には、当該家族の待機期間が終了するまでの間、特に慎重に行動することとし、日常的な検温及び行動履歴の記録を行い、必要に応じて抗原検査（自費）を実施する。

**8. 会期中に議員もしくは関係する市職員の感染が判明した場合等の議会運営への対応**

- (1) 会期中においては上記4～7の対応の他、陽性者となった者の情報を得て、直ちに議会運営委員会を開催し、今後の日程等を協議するものとする。なお、本会議等を開催している場合であっても、中断して開催するものとする。
- (2) 陽性者となった者が接触したと思われる本会議場、会議室、控室等の施設を当局に協力を求め消毒するものとする。

## 9. 情報の公開

- (1) 議長は、議員の感染が判明した場合には、氏名等は伏せ、別記様式により報道へ情報提供し、他議員には併せて氏名等の感染状況も情報提供するものとする。
- (2) 濃厚接触者とされた場合には、氏名等を含む現在の状況を他議員へは情報提供するが、他には一切公表しない。
- (3) 陽性者あるいは濃厚接触者となった議員の情報は、事業所（議会）が公式に発した情報以外、決して漏洩してはならない。

## 10. 議会傍聴への対応

議会傍聴人に対しては、検温及び体調確認を行い、万が一感染症発症の際の追跡及び連絡のため傍聴受付簿を記載していただくこと。

- (1) 入場の際には、手指消毒の実施とマスク着用を徹底する。
- (2) 以下の者の入場はご遠慮いただくものとする。
  - ア 新型コロナウイルス感染者又は濃厚接触者
  - イ 新型コロナウイルスの感染が疑われる者
  - ウ 37.5度以上の発熱や咳・くしゃみ・倦怠感・息苦しさ・味覚・臭覚障害・喉の痛みなどの症状がある者

## 11. 議会事務局の対応

- (1) 議員及び職員等の感染或いは濃厚接触情報の連絡対応
- (2) 会議等運営に関する環境整備、会議後の消毒等及び資機材等の配備
- (3) 議会傍聴人への対応

## 12. その他

- (1) 医療機関への負担を鑑み、職務復帰する際の、医療機関に検査や陰性証明の発行は求めない。
- (2) 事業者（議会）は、会期中もしくは閉会中においても公務に該当し、濃厚接触があったと思われる者には、市販されている抗原定性検査キット（薬事承認されたもの）を使って検査を行うが、抗原定性検査キットが不足する場合には、議員は自費検査を実施している機関で検査を受けること。

## 【参考】濃厚接触者の条件（静岡県）

感染者の感染可能期間（発症日（無症状者の場合は検査実施日）の2日前から最終接触日まで）に、ア～オのいずれかの条件に当てはまる者を濃厚接触者とし、判断に迷う場合は、産業医等に相談する。

ア	感染者と生活空間（食事や洗面浴室等の場）を共有している者（寮の同室者な
イ	1 m以内の距離（互いに手を伸ばした際に触れる距離）で互いにマスク（※1）なしで会話をした者
ウ	1 m超から2 m未満（互いに手を伸ばした際に触れない距離）は保っていたが、必要な感染予防策なし（※2）で、感染者と15分以上の接触（会話や飲食等）があった者
エ	感染者からの距離に関係なく、換気等が不十分な空間に一緒にいた者
オ	その他、感染予防対策が不十分な環境で感染者と接触した者

※1 県では不織布マスクの着用を推奨。なお、フェイスシールドやマウスシールドのみはマスク着用とはみなさない。

※2 必要な感染予防策については、マスクを着用していたかのみならず、マスクによって鼻や口が隙間なく覆われていたかを判断する。